

○今帰仁村合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

令和元年 8 月 1 日

要綱第24号

(目的)

第1条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、今帰仁村が交付する合併処理浄化槽設置整備事業補助金の補助対象、補助金額その他必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1項第1号に規定する浄化槽をいう。
- (2) 合併処理浄化槽 し尿と雑排水を併せて処理する浄化槽であつて、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90%以上、放流水のBOD濃度20mg/L（日間平均値）以下の機能を有するものをいう。
- (3) 単独処理浄化槽等 単独処理浄化槽及び汲み取り便槽をいう。

(補助金の交付)

第3条 村長は、既設の単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽（処理対象人員が10人以下のものに限る）に転換する者に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 浄化槽法第5条第1項の規定に基づく設置の届出の審査を受けずに、合併処理浄化槽を設置する者
- (2) 住宅等を借りている者で賃貸人の承諾が得られない者
- (3) 住宅の新築に伴って浄化槽を設置する者
- (4) 村税等を完納していない者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、循環型社会形成推進交付金交付要綱（平成17年4月11日付環廃対発第050411001号環境事務次官通知）及び循環型社会形成推進交付金交付取扱要領（平成17年4月11日付環廃対発第050411002号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知別紙）に基づき算出された額を用いるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。

- (1) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し及び法第11条の2に定める廃止届出の写し
- (2) 設置場所の案内図及び合併処理浄化槽の認定図
- (3) 住宅を借りている者は、賃貸人の承諾書
- (4) 浄化槽設置の工事見積書（合併処理浄化槽の購入金含む。）
- (5) 村税等完納証明書又は納税証明書
- (6) その他村長が必要と認めるもの

(交付の決定及び通知)

第6条 村長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定する。

- 2 村長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者に対しては補助金交付決定通知書（様式第2号）により、交付しないと決定した者に対しては補助金不交付決定通知書（様式第3号）によりそれぞれ通知する。

(変更承認の申請等)

第7条 前条第2項の規定により補助金交付決定を受けた者（以下「補助金対象者」という。）は、同項の補助金交付決定通知を受けたのち、補助金申請内容を変更する場合又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、変更承認申請書（様式第4号）を村長に提出しなければならない。

- 2 村長は、前項の規定による申請があった場合は、変更承認（不承認）通知書（様式第5号）により補助対象者に通知する。
- 3 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、村長に報告してその指示を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 補助対象者は、補助金に係る事業完了後30日以内又は3月20日のいずれか早い日（土、日、祝日にあたる場合は次の平日）までに実績報告書（様式第6号）に次の各号に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類）
- (2) 浄化槽法定検査依頼書の写し
- (3) 領収書の写し（合併処理浄化槽の購入金含む）
- (4) その他村長が必要と認める書類
（交付額の確定）

第9条 村長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件が適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第7号）により速やかに補助対象者に通知する。

（補助金の請求）

第10条 村長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、補助金交付請求書（様式第8号）による補助対象者の請求に基づき、補助金を交付する。

（補助金交付の取消し）

第11条 村長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。

（補助金の返還）

第12条 村長は、補助金交付を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

（その他）

第13条 村長は、補助事業を適正に執行するため、合併処理浄化槽の設置工事の状況を施工の現場において確認する。

附 則

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

附 則（令和4年要綱第1号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に提出されている改正前の各要綱の規定に基づいて提出されている様式（次項において「旧様式」という。）は、改正後の各要綱の規定による様式とみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式については、当分の間、所要事項を調整して使用することができる。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

今帰仁村長 様

申請者 住 所
氏 名 印

補 助 金 交 付 申 請 書

年度において、合併処理浄化槽を設置したいので、今帰仁村合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第 5 条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

1 設置場所の地名番地	今帰仁村字
2 交 付 申 請 額	円
3 住 宅 等 所 有 者	1 本人 2 共有（ 人） 3 その他（ ）
4 着 工 予 定 年 月 日	年 月 日
5 事業完了予定年月日	年 月 日

◎添付書類

- （1）審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し及び法第 11 条の 2 に定める廃止届出の写し
- （2）設置場所の案内図及び合併処理浄化槽の認定図
- （3）住宅等を借りている場合は、賃貸人の承諾書
- （4）浄化槽設置の工事見積書（合併処理浄化槽の購入金含む）
- （5）村税等完納証明書又は納税証明書
- （6）その他村長が必要と認める書類

様式第 2 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

今帰仁村長

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった合併処理浄化槽設置整備事業補助金については、下記により交付する。

記

1 交付金額 金 円

2 交付条件等

1 補助対象者は、年 月 日までに補助事業を完了しなければならない。

補助対象者は、上記の期限までに補助事業を完了することができないときは、あらかじめ村長に届け出て、その承認を受けなければならない。

2 承認事項等

（１）補助対象者は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ村長の承認を受けなければならない。

ア補助事業の内容を変更しようとするとき。

イ補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

（２）補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、その理由その他必要な事項を村長に報告し、その指示を受けなければならない。

3 状況報告

補助対象者は、補助事業の遂行の状況に関し、村長の要求があったときには、直ちに村長に報告しなければならない。

4 実績報告

補助対象者は、補助金に係る事業完了後 30 日以内又は 3 月 20 日のいずれか早い日（土、日、祝日にあたる場合は次の平日）までに実績報告書を提出しなければならない。

5 補助金の確定等

村長は、4 の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付する補助金の額を確定し通知するものとする。

6 補助金の交付等

補助金は、5 の規定による補助金の額の確定後、速やかにその金額を交付する。

様式第3号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

今帰仁村長

補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった合併処理浄化槽設置整備事業補助金については、下記の理由により不交付とする。

記

（理由）

様式第 4 号（第 7 条関係）

年 月 日

今帰仁村長 様

補助対象者 住 所
氏 名 印

変 更 承 認 申 請 書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定を受けた合併処理浄化槽設置整備事業補助金について、申請内容を下記のとおり変更したいので承認願います。

記

- 1 補助金申請内容の変更
- 2 補助事業の中止
- 3 補助事業の廃止

（理由等※）

※ 1 の場合は申請の変更内容とその理由を、2 又は 3 の場合はその理由を記入のこと。

様式第5号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

今帰仁村長

変 更 承 認 （不承認） 通 知 書

合併処理浄化槽設置整備事業補助金について、 年 月 日付けで変更承認申請のあったことについて、下記のとおり通知します。

記

- 1 承認します
- 2 不承認とします

（ 不承認の理由 ）

様式第6号（第8条関係）

令和 年 月 日

今帰仁村長 様

補助対象者	住 所	
	氏 名	印

実 績 報 告 書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた合併処理浄化槽設置整備事業が完了したので、下記のとおり報告します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 事業完了年月日 年 月 日

◎添付書類

- （1）浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類）
- （2）浄化槽法定検査依頼書の写し
- （3）領収書の写し（合併処理浄化槽の購入金含む）
- （4）その他村長が必要と認める書類

様式第7号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

今帰仁村長

補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで報告のあった合併処理浄化槽設置整備事業補助金については、下記のとおりその額を確定したので通知する。

記

1 交付確定額	金	円
---------	---	---

様式第 8 号（第 10 条関係）

年 月 日

今帰仁村長 様

補助対象者 住 所
氏 名 印

補 助 金 交 付 請 求 書

年 月 日付け 第 号で交付額の確定のあった合併処理浄化槽設置整備事業補助金を、交付要綱第 10 条の規定により下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

様式第 1 号 (第 5 条関係)

様式第 2 号 (第 6 条関係)

様式第 3 号 (第 6 条関係)

様式第 4 号 (第 7 条関係)

様式第 5 号 (第 7 条関係)

様式第 6 号 (第 8 条関係)

様式第 7 号 (第 9 条関係)

様式第 8 号 (第 10 条関係)